

船橋市医療的ケア児通所支援受入促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第3項に規定する放課後等デイサービスを実施する事業者による医療的ケア児の受入に係る費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、当該事業者の医療的ケア児受入体制の整備を図り、もって医療的ケア児及びその家族の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療的ケア児 船橋市により法第21条の5の5第1項による支給決定を受けた重症心身障害児以外の障害児で日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を受けることが不可欠な者をいう。
- (2) 看護職員 通所する障害児に医療的ケアを行うために配置する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づき補助を受けることができる者は、法第21条の5の3第1項の規定による指定を受けた法人が運営主体として、児童発達支援及び放課後等デイサービス（児童発達支援センターを除く）を運営する事業者（以下「事業者」という。）とする。
2 補助の対象となる事業所は、船橋市内に所在するものに限るものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(補助の区分)

第4条 この要綱に基づく補助は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 看護職員配置補助 事業者が雇用契約に基づき看護職員を配置し、医療的ケア児を受け入れる場合に要する経費に対する補助
- (2) 訪問看護派遣利用補助 事業者が健康保険法第89条第1項の規定により指定を受けた指定訪問看護事業者（以下「訪問看護事業者」という。）から看護職員の派遣を受け、医療的ケア児を受け入れる場合に要する経費に対する補助

(訪問看護事業者への利用申込)

第5条 訪問看護派遣利用補助を受けようとする事業者は、訪問看護事業者に対して看護職員の派遣の申込みを行うものとする。

(指示書の交付)

第6条 訪問看護派遣利用補助を受ける場合において、医療的ケア児及びその保護者は、看護職員の派遣を受けるため、主治医に対して指示書の交付を依頼するものとし、当該指示書の交付に係る経費を負担するものとする。

2 指示書の交付の依頼は、医療的ケア児及びその保護者の必要に応じて行うものとする。
(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者は、市長が別に定める期日までに、船橋市医療的ケア児通所支援受入促進事業補助金交付申請書(第1号様式)に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、次の各号に掲げる事項を審査し、交付の可否を決定し、船橋市医療的ケア児通所支援受入促進事業補助金交付可否決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

- (1) 法令等及び予算に違反していないか。
- (2) 目的及び内容が適正であるか。
- (3) 金額の算定に誤りがないか。

(暴力団等の排除)

第9条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、事業者が船橋市暴力団排除条例(平成24年船橋市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団等」という。)である場合は、交付決定をしないことができる。

(交付額の算定方法)

第10条 看護職員配置補助の額は、別表に定める補助基準額に医療的ケア児を受け入れた日数(欠席時対応加算の算定対象となった日を含む)を乗じて得た額の合計額とする。

2 訪問看護派遣利用補助の額は、別表に定める補助基準額に医療的ケア児を受け入れた日数(欠席時対応加算の算定対象となった日を含む)のうち医療連携体制加算を算定していない日数を乗じて得た額の合計額とする。

3 前項の規定による同一の年度における同一の医療的ケア児に係る補助金の額の算定にあたっては、日数の上限を100日とする。

4 看護職員配置補助の対象となる看護職員を雇用している期間は、訪問看護派遣利用補助の対象とすることができない。

5 前項の規定にかかわらず、看護職員配置補助の対象となる看護職員を雇用している期間であっても、当該看護職員が実際に配置されていない場合には、この限りでない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 暴力団等であることが判明したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容その他法令等に違反したとき

又は市長の処分に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、船橋市医療的ケア児通所支援受入促進事業補助金返還命令書(第3号様式)によりその返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第13条 補助事業者は、第11条第1項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額(未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(理由の提示)

第14条 市長は、補助金の交付決定の取消し又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

(関係書類の整備)

第15条 補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類を事業の完了から5年間整備しておかななければならない。

(調査又は報告)

第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して、補助事業等の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月9日から施行し、令和8年4月1日以後の事業に要した費用か

ら適用する。

別表

区分	要件	補助基準額
看護職員配置補助	(1) 現に医療的ケア児を受け入れていること。 (2) 雇用契約に基づき看護職員を配置していること。 (3) 看護職員が医療的ケア児の受入日に4時間以上勤務していること。 (4) 1事業所につき補助対象となる看護職員は1名を上限とする。ただし、複数の看護職員を交代で配置する場合は、複数名を補助対象とすることができる。	4時間以上6時間未満 5,000円 6時間以上 8,000円
訪問看護派遣利用補助	(1) 現に医療的ケア児を受け入れていること。 (2) 訪問看護事業者との間で看護職員の派遣に関する契約を締結していること。 (3) 看護職員を配置していないこと。 (4) 医療的ケア児1人につき、1日30分を超えて派遣を受けていること。	30分超1時間 5,500円 1時間超1時間30分 11,000円 1時間30分超 16,500円

第1号様式

船橋市医療的ケア児通所支援受入促進事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

法人名

代表者

船橋市医療的ケア児通所支援受入促進事業補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1	補助の区分	<input type="checkbox"/> 看護職員配置	<input type="checkbox"/> 訪問看護職員派遣
2	補助対象期間	年 月 日から	年 月 日
3	補助申請額		円
4	事業所名		
5	連絡先及び担当者名	TEL	(担当)

添付書類

- ・調書（別紙）
- ・利用する児童の医療的ケアがわかるもの
- ・提供実績記録票
- ・【看護職員配置のみ】勤務実績がわかるもの（勤務表、タイムカード等）
- ・【看護職員配置のみ】資格証の写し
- ・【訪問看護職員派遣のみ】対象者の主治医が作成した訪問看護指示書（写し）
- ・【訪問看護職員派遣のみ】派遣実績がわかるもの（訪問看護ステーションからの請求明細等）
- ・その他市長が必要と認める書類

第2号様式

船橋市医療的ケア児通所支援受入促進事業補助金交付可否決定通知書

船療第 号
年 月 日

法人名
代表者 様

船橋市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金について次のとおり決定したので、
船橋市医療的ケア児通所支援受入促進事業補助金交付要綱の規定により通知します。

1. 交付します

補助対象期間	年 月 日から 年 月 日
事業所名	
交付決定額	円

2. 交付しません

理由

第3号様式

船橋市医療的ケア児通所支援受入促進事業補助金返還命令書

船療第 号
年 月 日

所在地
法人名
代表者氏名 様

船橋市長 印

船橋市医療的ケア児通所支援受入促進事業補助金交付要綱の規定により、次のとおり補助金の返還をしてください。

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還の理由	
返還方法	
補助対象期間	
交付決定額	円
既交付額	円